―学校と家庭がいっしょに「こどもの安全安心」を守りましょう―

危機対応マニュアル~家庭での対応~

|1| 台風等により富士宮市に暴風(雪)警報・大雨特別警報が出された時 ※NHK の報道を参照 〈登校前〉

- □ 6:30 の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が発令中の場合
- □12:00(正午)以前に「暴風警報」「大雨特別警報」が解除された場合 校
- □12:00(正午)の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が解除されない場合→ 休 校 〈在校中〉
- 口午前中は原則として学校にとどめる。
- □16:00 を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する。 ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、 保護者の判断により自宅待機。
- 〇「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かな いよう御指導ください。
- 〇その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合 があります。対応については、メール配信等でお知らせします。)(土砂災害警戒情報や氾濫危険情 報が出された場合、避難を最優先する地区があります。学校が避難所となっている場合は、安全を確保 した上で登校してください。)

2 地震の時



令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される 「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、 想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震 の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表 される情報です。

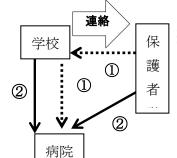
	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
状況		○「巨大地震警戒」 発表時	○「巨大地震注意」 発表時	○「調査終了」発表 時	震度 5 強以上
対応	' - 	■原則として休校 ・在校時は 引き渡し 開始 ・下校できない児童 は留めで置き ・在宅中は休校 保護者の管理下で の行動	□原則として平常の 活動を継続	□原則として平常の 活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は 引き渡し開始 (安全確認後) ・下校できない児童は 留め置き ・在宅中は休校 保護者の管理下での 行動

《登下校》〇地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 〇登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。

★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。

|3| 学校でケガをした時・病気になった時

□学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)



口医療機関を決める。

- │※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
- 口保険証を持つ。
- □急を要さない場合、保護者は学校へ行く。 その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
- □急を要する場合、保護者は医療機関へ行く。

学校が医療機関へ搬送する。(②実線) (救急車を要請する場合もある。)

□受診後、結果を学校に報告する。



4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

口学校(担任)から連絡が入る。

(ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)

- ※基本的には、3の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連 絡をとり、対応してください。

富士宮警察署 23-0110 白糸駐在所 54-1557

富士宮市立白糸小学校 電話 54-0044 FAX 54-2151

不審者が出没した時 防犯ブザーの携帯を!

不審者情報 学校へ侵入 登下校時に出没

*安全確保

□大声で助けを求め、近く ※下校が危険な の家に避難、警察 23-0110 時や児童に動 へ連絡を依頼する。(時 揺がある時は 連絡し、引き

間、場所、状況) 口学校へ連絡する。

※動揺がおさまってから 渡しを行いま 登校させてください。 す。

*一斉メールまた は、電話で連絡、 安全確保の依頼

※危険がある場合は、 集団下校、引き渡し 等の対応を判断し 連絡します。

8 感染性疾病の疑いがある時

学校での発症

- ① 学校から連絡がある。
- 学校へ迎えに行く。
- ③ 医療機関で受診する。

家庭での発症

①発症の疑いがある場合は登校さ せず、医療機関で受診する。

口診断結果を学校へ報告する。

- *「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。
- *医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。

※インフルエンザの診断を受けた場合(市内の医療機関の場合のみ)

- *医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。
- *医療機関受診後、学校に受診結果を電話等で連絡する。
- *自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。
- *発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提

※児童が新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合(検査キットで陽性判定 だった場合を含む)

* 学校に連絡し、「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。またはホーム ページからダウンロードする。発症日からの体温表を作成し、発症後5日かつ症状軽 快後1日経ったら、証明書を持参して登校する。

6 交通事故の発生した時

- 口保護者は現場に急行する。
- *状況に応じて救急車要請・応急処置
- * 警察(学校)へ連絡
- *けが人に同行
- ※学校職員による現場確認に協力してください。 (時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)

7 危険動物の出没・校区での事件発生など

*登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メ ールまたは電話連絡する。指示に従って行動する。

富士山噴火警報が発令された場合

- □情報収集に努め、指示に従って避難する。
- 口噴火レベルが3に引き上げられたら、児童の引き 渡しを行い、休校措置をとる。

10 ミサイル発射に伴う J アラートが 発令された場合

口速やかな避難行動

口正確かつ迅速な情報収集

メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。 屋外にいる場合:できる限り頑丈な建物や地下に避難する。 建物がない場合:物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 屋内にいる場合:窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

|11| 災害等による長時間の停電が発生している場合

口原則として休校

*登校中の場合は、状況により下校、または引き渡し